

鎌ケ谷市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度に関する要綱の 骨子（案）

1 要綱の骨子案

(1) 目的

第3次鎌ケ谷市男女共同参画計画の理念を踏まえ、「誰もが平等に尊重され、自分らしさを発揮し活躍できるまち鎌ケ谷」の実現を目指すため、多様な性や家族の多様性を尊重したパートナーシップ・ファミリーシップ届出制度を設け、その取扱いについて必要な事項を定めるものとします。

(2) 用語の定義

ア パートナーシップ

互いを人生のパートナーとし、家族として、対等な立場で、相互に責任をもって協力すると約束した双方の関係（事実婚を含み、性別は問わない。）をいいます。

イ ファミリーシップ

パートナーシップの関係にある者の双方又はいずれか一方に子（実子及び養子をいう。以下同じ。）又は親等があり、かつ、当該子又は親等を家族とし、協力する関係にあることをいいます。

ウ 協定締結都市

本市と同様の制度を持ち、届出の対応の簡素化などについて、相互に協定を結び対応することとしている自治体をいいます。

(3) 届出ができる者及び届出に必要な書類

届出ができる者及び届出に必要な書類は次に定めるとおりとします。

ア パートナーシップの届出

(ア) 双方がパートナーシップの関係にあること。

(イ) 双方が民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。

(ウ) 次のいずれかに該当すること。

a 双方又はいずれか一方が市内に住所を有していること。

b 双方又はいずれか一方が市内に転入を予定していること。

(エ) 双方とも、婚姻していないこと。

(オ) 双方とも、届出しようとする者以外の者とのパートナーシップの関係がないこと。

(カ) 双方が、民法第734条から第736条までの規定により婚姻をすることができないとされている関係にないこと。ただし、パートナーシッ

プ関係にある方が養子縁組をしている場合は、この限りでない。

(キ) 双方が、本要綱の(9)の規定によるパートナーシップ又はファミリーシップ届出証明を無効とされたことがないこと。

イ ファミリーシップの届出

(ア) ファミリーシップとして届出ができる関係は、パートナーシップ届出者の子又は親等とする。

ウ 必要書類(原本を提出することができない書類については、原本を提示し、その写しを提出すること。)

(ア) パートナーシップ・ファミリーシップ届出書(第1号様式)

(イ) 本人確認書類

(ウ) 現住所を確認できるものとして、次のいずれかのもの

a 届出書に記載する全ての者の住民票の写し(原則として個人住民票。ただし、届出書に記載する者が同じ世帯の場合は、全員のもの一通とする。なお、届出日前3か月以内に発行されたものに限る。)

b 個人番号カード(マイナンバーカード)

c 運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等(有効期間内のもの)であって、住所が記載されているもの

(エ) 婚姻をしていないことを証明する書類として、次のいずれかのもの

a 戸籍全部事項証明書(届出日前3か月以内に発行されたものに限る。)その他現に婚姻をしていないことを証明する書類(届出日前3か月以内に発行されたものに限る。)

b 届出者が外国籍であるときは、在日本大使館等の外国の官憲が発行する婚姻要件具備証明書若しくは独身証明書又はこれに相当する書類(外国語で作成されたものである場合は、日本語訳文を添付すること。)

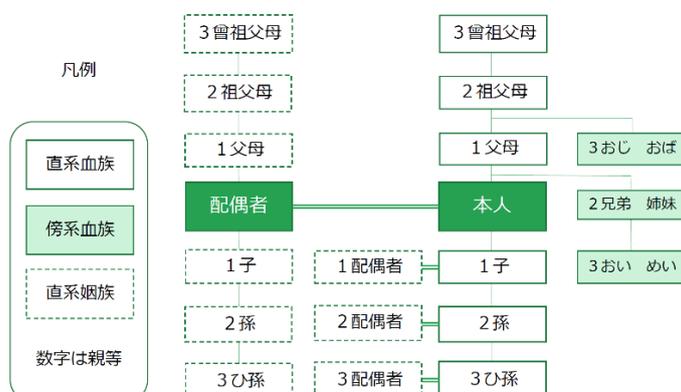
c 届出者が外国籍であり、前号による書類の提出ができない場合は、配偶者がいないこと又は他の者とパートナーシップがない旨を証明する届出供述書

(オ) ファミリーシップの届出をしようとする者にあつては、パートナーシップ届出者の子又は親等であることを証明する書類

(カ) 15歳以上の未成年の子又は親等についてファミリーシップの届出をしようとするときは、ファミリーシップ対象者の欄に、対象者本人が署名すること。

【参考】

- ◎ 民法が規定する婚姻できない親族関係
(直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族の範囲)



- ◎ 届出の流れ

届出をする方は、届出希望日の原則5開庁日前までに市民活動推進課男女共同参画室に連絡をし、日程・届出場所の調整を行います。予約日時に原則として双方そろってお越しいただき、届出要件を備えているか確認後、不備がない場合は、証明書及び証明カードを2週間程度で双方にそれぞれ1部交付します。なお、届出の対応は、個室で行います。

- ◎ 鎌ヶ谷市へ転入を予定している場合

届出時、双方とも市外在住で、これから双方又はいずれか一方が市内に転入予定の場合、転入予定受付票を交付します。届出書に記載した転入予定日から14日以内に、住民票の写し等転入したことを証明する書類を添えて、転入完了申出書を市長に提出し、転入予定受付票と引き換えに証明書及び証明カードを交付するものとします。

(4) 通称名の使用について

氏名以外の呼称を社会生活上日常的に使用している場合は、それを通称名として届け、使用することができるものとします。通称名使用の届出があったとき、市長は、通称名のほか、戸籍に記載されている氏名(外国籍等の場合にあつては、これに準ずるもの)を、原則として証明書又は証明カードに記載しなければならないものとします。

(5) 協定締結都市^注からの転入について

本市の届出において必要な書類及び協定締結都市における証明書等を市長に提出するものとします。なお、この場合、婚姻をしていないことを証明する書類の提出を省略することができます。

(6) 証明書及び証明カードの交付及び再交付について

市長は、パートナーシップ及びファミリーシップ関係にある者に対し、パートナーシップ・ファミリーシップ届出証明書(以下「証明書」という。)及びパートナーシップ・ファミリーシップ届出証明カード(以下「証明カード」

という。)を交付するものとします。なお、届出証明書を交付された者が証明書又は証明カードを紛失し、毀損し、又は汚損した場合は、証明書及び証明カード再交付申請書により、市は証明書又は証明カードの再交付をすることができるものとします。

(7) 氏名の削除について

証明書にファミリーシップとして氏名を記載された15歳以上の者は、氏名の削除の判断ができるものとします。

証明書にファミリーシップとして氏名を記載された15歳未満の者は、満15歳に達した日以後に、ファミリーシップ届出証明書等に関する申立書を市長に提出することにより、証明書及び証明カードから氏名を削除することができるものとします。

ファミリーシップ届出証明書等に関する申立書が提出されたときは、市長は、パートナーシップ及びファミリーシップ届出者に対して通知し、既に交付した証明書及び証明カードと引き換えに、申立者の氏名を削除した証明書及び証明カードを、パートナーシップ届出者に対して交付するものとします。

(8) 証明書等の返還について

次のいずれかに該当する場合、返還届を提出し、証明書及び証明カードを速やかに返還するものとします。ただし、本市の証明書等を受けている者が協定締結都市に転出した場合であって、当該協定締結都市から本市に対しパートナーシップ又はファミリーシップの届出を受領した旨の通知があったときは、本市が交付した証明書等の返還を省略することができるものとします。

ア 届出者双方の意思によりパートナーシップの関係を解消したとき。

イ 届出要件を満たさなくなったとき。

ウ 証明書等を返還する意思があるとき。

エ 双方とも市民でなくなったとき。

オ パートナーのいずれか一方が死亡したとき。

なお、オに該当する場合を除き、返還届には双方が連署して市長に提出することとします。ただし、返還届がいずれか一方によって行われるときは、市長は返還届を受領した後、もう一方に対し、当該返還届を受領したことを通知します。また、返還届がいずれか一方によって行われるときに本人確認ができなかった場合は、返還届を受領した後、双方に対して返還届を受領したことを通知します。

なお、届出者のいずれか一方が死亡したときにおいて、子又は親等の氏名が証明書等に記載されているときは、死亡者氏名を削除したうえで、証明書等に記載されている届出者及び子又は親等の同意により、ファミリーシップを継続できるものとします。

(9) 届出書の無効について

市長は、次のいずれかに該当する場合、交付した証明書及び証明カードを無効とし、返還を求めるものとします。また、返還を求めた日から速やかに返還されないときは、当該証明書及び証明カードの交付番号を本市ホームページにおいて公表するものとします。

- ア 届出要件に該当しないことが判明したとき。
- イ 虚偽、その他の不正な方法により届出をしたとき。
- ウ 証明書及び証明カードを不正に利用したとき。

(10) 届出書等の保存期間について

鎌ヶ谷市文書管理規程第29条第1項第1号の規定に基づき長期保存とします。

(11) 市民及び事業者への周知について

市長は、市民及び事業者がパートナーシップ及びファミリーシップ届出制度の趣旨や目的をよく理解し、証明書及び証明カードの交付を受けた者が、社会活動の中で最大限に尊重され公平かつ適切な対応を受けられるよう、周知啓発に努めなければならないものとします。

(12) 遵守事項について

- ア 市職員は、LGBTQ+等の性的マイノリティへの理解を深め、届出者の個人情報保護及び守秘義務を遵守しなければならないものとします。
- イ 何人も、性的指向又は性自認の表明に関して、強制し、又は禁止してはならないものとします。また、正当な理由なくアウトティング（性的指向又は性自認に関して本人の意に反して本人が秘密にしていることを明かすことをいう。）をしてはならないものとします。

2 要綱施行予定日 令和7年4月1日

^注 制度利用者が転入・転出する場合、通常は転出元の自治体へ証明書の返還等の手続きを行い、改めて必要書類を揃え、転出先の自治体で届出を行う必要があります。協定締結都市との連携により、協定を締結している自治体に転居する場合は、転出先の自治体への手続きのみを行い、転出元の自治体への手続きは不要となります。加えて、転出先の自治体への婚姻をしていないことを確認する書類（戸籍全部事項証明書等）の提出を省略することができます。